

北郷温泉施設再開事業費補助金交付要項の補助金返還に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、北郷温泉施設再開事業費補助金交付要項（以下「要項」という。）の補助金返還に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金返還額)

第2条 要項第10条の規定に基づく取消しが行われた場合の返還する補助金額については、下記の表に基づく割合で算出した補助金額を返還するものとする。ただし、算出した返還する補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

事業実施 未満年	1年 未満	2年 未満	3年 未満	4年 未満	5年 未満	6年 未満	7年 未満	8年 未満	9年 未満	10年 未満
日帰り温泉施設以外の目的に使用したと認めるとき	100%									
営業中止となった場合	100%	98%	96%	94%	92%	90%	88%	86%	84%	82%

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。